

4 年市長提出第 号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 月 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 7 条の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 1 6 条及び第 1 6 条の 3 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 2 1 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 7 条の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 1 6 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 2 1 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

<p>ア及びイ <省略></p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金 拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する 財政安定化基金事業借入金の償還に要する 費用の額</p> <p>オ及びカ <省略></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>アからウまで <省略></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（ 国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。）のための収入（法附則第9条第1 項の規定により読み替えられた法第72条 の3第1項及び<u>法第72条の3の2第1項</u>の 規定による繰入金及び国民健康保険給 付費等交付金（退職被保険者等の療養の給 付等に要する費用に係るものに限る。）を 除く。）の額</p> <p>(3) <省略></p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦 課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の 世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と 第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。 第14条及び第16条第1項において同じ。） は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額）</p> <p>第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被 保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第1 6条及び<u>第16条の3</u>の規定により後期高齢者 支援金等賦課額を減額するものとした場合に あっては、その減額することになる額を含む。） の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」</p>	<p>ア及びイ <省略></p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金 拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する 財政安定化基金事業借入金の償還に要する 費用の額</p> <p>オ及びカ <省略></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>アからウまで <省略></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（ 国民健康保険の事務の執行に要する費用を 除く。）のための収入（法附則第9条第1 項の規定により読み替えられた法第72条 の3第1項の規定による繰入金及び国民健 康保険給付費等交付金（退職被保険者 等の療養の給付等に要する費用に係るもの に限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) <省略></p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第11条の6 第8条又は第11条の2の基礎賦 課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の 世帯に属する場合には、第8条の基礎賦課額と 第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。 第14条及び第16条第1項において同じ。） は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課 総額）</p> <p>第11条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被 保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第1 6条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を 減額するものとした場合にあっては、その減額 することになる額を含む。）の総額（以下「後 期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第</p>
---	---

という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) <省略>

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア <省略>

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) <省略>

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) <省略>

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア <省略>

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) <省略>

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の12 第11条の6の3又は第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第16条第1項において同じ。）は、19万円を超えることができない。

(保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）とする。

(1)から(3)まで <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(1)から(3)まで <省略>

2 <省略>

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の11」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第11条の6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条又は第11の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の6又は第

<p>11条の6の10」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の6第2項」と、第5項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p>
--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の3の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。